

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	所在地	業者番号
株式会社久米設計	東京都江東区潮見2-1-22	5-000176

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可業者番号を表す。業者番号「4-」は茨城県建設コンサルタントの有資格業者番号, 「5-」は県外建設コンサルタントの有資格業者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和5年12月16日 ~ 令和6年9月15日(9箇月間)

3 指名停止措置の適用範囲

市が発注する工事等

4 事実概要

株式会社久米設計の執行役員である九州支社長は、宮崎県串間市発注の消防庁舎新築工事設計業務の指名競争入札において、令和5年11月16日、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕された。

5 指名停止理由

「ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条別表第2に掲げる(談合及び競売入札妨害)第7項に該当するため。

〈ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱別表第2〉

措置要件	期間
(談合及び競売入札妨害) 7 有資格者である個人, 有資格者の役員又はその使用人が談合及び競売入札妨害の容疑により逮捕され, 又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(前項に掲げる場合を除く。)。	逮捕又は公訴を知った日から6月以上12月以内

問い合わせ先

ひたちなか市総務部契約検査課
 ひたちなか市東石川2-10-1
 電話 029-273-0111